

第 6234 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 8日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 教育資金の一括贈与

Q：教育資金の一括贈与の特例が改正になったとか。どのようになったのですか？

A：主な改正点は、次のとおりです。

【解説】

教育資金の一括贈与の特例の主な改正点は、次のようなところ です。

1. 受贈者の所得要件の追加

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、この非課税制度の適用を受けることができないこととなりました。

2. 贈与者が死亡した場合の相続税課税

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除きます)において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等についてこの非課税制度の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされました。

① 23歳未満である場合

② 学校等に在学している場合

③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

3. その他

その他に教育資金の範囲の見直しや教育資金口座に係る契約の終了事由の見直しがされました。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

